

志

件の文

(二三、一、七 権理官房審議室印)

公團の性質に関する件（請議案）

公團及び特別調達庁の性質等に関する 今回連合國最高司令部より別紙の  
ような指示があつたので、政府は、公團に關し、左の通り決定する。  
一、公團は、連合國最高司令官覺書第一三九四号オニ項に記載されてゐる  
*Government Corporation*に該當するものであるので、この覺書の趣旨  
に鑑み、公團は、政府の一部であると解釈すること。  
二、公團に関する主務大臣は、内務省に対して、速籠なく前項の旨を訓令す  
ること。（訓令参考案）

訓令参考案

公團の性質に關しては、今圓連合國最高司令部よりの指示もござり、  
且つ又、公團が、連合國最高司令官覺書第一三九四号オニ項に記載され  
た *Government Corporation* に該當するものであることに照らし、  
政府においては、公團は、政府の一部であると解釈することに同意したこと。  
したがつて内務省においては、今后この趣旨を嚴守し、諸般の問題  
と處理するに當つては、公團は、二級を政府の一部として更に取り扱うこと  
とさせねばならぬ。

右訓令する。

382

一、連合國最高司令官覺書一三九四号の三項に特記されたるへんてき  
ent Corporations)は、公團及び特別調達庁を意味し且日本政府の部  
席であると解釈しなければならぬ。

二、公團の場合は、主務大臣、特別調達庁の場合は内閣總理大臣は、肉  
豚庁に対して前項の旨を訓令しなければならぬ。

三、特別調達庁に関しては、内閣總理大臣は次の事項を肉豚庁に訓令し  
なければならぬ。

(イ) 大藏大臣及び肉豚各省に對して、特別調達庁はその所管業務に關す  
る契約の締結及び支拂請求書の証明について責任ある政府の部局であ  
ること。

(ロ) 知事に對して、特別調達庁は、特別調達庁法に規定せられた業務を監  
督する責任ある政府の部局もあること。

四、戦災復興院及び終戰連絡中央事務局の所掌より進駐軍の要求業務の

特別調達室への移管は昭和二十三年一月一日まさに之を行つものとす  
る。